

本年も意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。佐野地区労とわたらせユニオンを代表して意見陳述を行います、わたらせユニオンの書記長の嶋田です。意見書を提出してありますので、全般的な意見については意見書を参照願います。

意見陳述では、最低賃金法第9条2項の最低賃金の3要素、特に生計費について述べさせていただきます。

私は、最低賃金を決定する3要素（労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力）のうち最も優先すべきは、生計費、つまり物価の動向だと思います。最低賃金は、生活保護とともに、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するナショナルミニマムの柱です。物価の高騰により最低賃金近傍で働く労働者の生活が困窮するときに、最低賃金改正の必要性は最も高くなるものと思います。

最低賃金法第12条には、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。」とあります。

昨年の栃木県最低賃金は、3.5%引き上げられ、10月1日に発効しました。審議会で審議していた時の最新の「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数は、前年同月比2.8%上昇でしたが、10月には4.4%に上昇し、2023年1月には5.1%まで高騰しています。こうした状況の中で、私たちは、昨年9月、11月、今年になってから2月と3回にわたって、栃木労働局に対し、最低賃金の再改定を諮問するよう要請してきました。厚生労働省にも同じ要請をしてきましたが、回答は、最低賃金は物価だけで決めるのではなく、3要素の動向を注視しているというものでした。

昨年の目安の根拠となった公益委員見解には、地方最低賃金審議会に対する期待として「消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは必要に応じて対応を検討することが適当である」とありました。私たちは、この公益委員見解における「地方最低賃金審議会への期待」も再改正の根拠として要請してきましたが、検討された様子も見えませんでした。

私たちは、毎年12月、生活困窮者に向けた炊き出しを行っており、例年60～70世帯分の食料が、配布できるかどうかだったのですが、昨年12月には100世帯分を超えて用意した食料があっという間になくなり、遅く来た人には品切れで、配布できない状態でした。あらためて低所得者層を中心に、困窮する世帯が増えていることを実感させられました。全年代平均の貯金なし世

帯の割合は単身世帯が 33.2%、2人以上世帯が 22.0%とされていますが、最低賃金近傍で働く労働者は当然貯蓄ゼロの世帯が多いと考えられます。10月に最低賃金が改定されたものの、物価上昇はそれを上回ってしまい、困窮する世帯が続出しています。

3要素について昨年度、公益委員見解では丁寧な説明が行われ、2022年の賃上げについては、「賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性がある。」としています。今年度の第4表の③でも賃金は、2.5%の上昇となっており、物価上昇率を大きく下回っています。

通常の事業の賃金支払い能力については、「企業の利益や業況がコロナ禍からの改善傾向がみられるものの、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。」としていますが、「通常の事業の賃金支払い能力」は、政府がどれだけ本気になって中小零細企業対策をするかという政策の問題であると思います。

こうしてみると、今年も昨年と同じように、審議途中の物価上昇率よりも、さらに物価が高騰することが懸念されます。憲法25条を保障するナショナルミニマムの柱として、最低賃金を機能させるためには、物価高騰を最優先課題として審議されるべきです。その際、去年の例を踏まえて、物価の今後の動向を目論んだ審議をすべきです。もし、年度途中で最低賃金の引き上げ率を上回るような物価高騰が起きた場合には、年度途中であっても労働局長は再改定の諮問をするべきですし、審議会は再改定の建議を行うべきだということを申し上げて、意見陳述とします。

以上